

## ○西紋別地区環境衛生施設組合職員住宅管理規則

〔昭和 52 年 12 月 1 日〕  
規則 第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、西紋別地区環境衛生施設組合職員住宅(以下、「職員住宅」という。)の管理及び貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入居資格)

第 2 条 職員住宅は、西紋別地区環境衛生施設組合の職員に貸付する。

(使用の承認)

第 3 条 職員住宅を使用しようとする者は、別記様式第 1 号による申込書を提出し、組合長の承認を受けなければならない。

(借受書及び入居手続)

第 4 条 使用を承認された者は、2 人以上の保証人をつけ、別記様式第 2 号による借受書を提出し、指定の日までに入居しなければならない。

2 保証人は、組合市町村内に居住する独立の生計を営む者であって、組合長の適当と認める者とし、使用者と連携して総ての責務を負うものとする。

(貸付料調定及び納入期日)

第 5 条 職員住宅の貸付料の算定は、組合長が別に定める基準による。

2 職員住宅の貸付料の調定は毎月 1 日現在とする。

3 職員住宅の貸付料は、組合長の交付する納入通知書により、当該月の 25 日まで に納付しなければならない。

(使用)

第 6 条 使用者は、組合長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

2 組合長は、使用者がこの規則、又はこの規則に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させ、若しくは退去を命ずることができる。

(管理義務)

第 7 条 職員住宅の使用人は、自然の腐朽又は不可抗力による破損若しくは滅失の場合を除く外、職員住宅及び附属物の管理の責に任じなければならない。

2 職員住宅又は附属物を破損し、若しくは滅失したときは、使用者は直ちにその詳細を組合長に届出しなければならない。

3 前項の破損若しくは滅失が、使用者の故意又は重大な過失に因り生じたものである場合は、使用者は遅滞なくこれを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員住宅の明渡し)

第8条 職員住宅に居住する職員が次の各号に該当する場合は、居住者は当該各号に規定する期間内にその住宅を明け渡さなければならない。ただし、組合長が特に必要と認めるときは、この期間を延長することができる。

- (1) 退職したとき 30日
- (2) 死亡したとき 90日
- (3) 第6条により返還を命ぜられた場合 15日
- (4) 組合職員の資格を失った場合 30日

(立入検査)

第9条 組合長は、必要と認める場合、居住者立会の上職員住宅を検査し、又は居住の状況について報告を徴することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるものを除く外、職員住宅の貸与について必要な事項は別に組合長が定める。

附 則

この条例は、昭和52年12月1日から施行する。

職員住宅入居申込書

所管課		申込者氏名		年齢	
-----	--	-------	--	----	--

申込者及び扶養親族の収入の状況

氏名	生年月日	年齢	続柄	職業	基準収入 (月額)	摘要

現在の居住の状況

現住所	北海道紋別郡興部町字
居住家屋の種別	自家・間借・借家・アパート・非住宅・その他 ( )
自家以外のみ記入	家賃間代月額 円。家主氏名

その他

採用年月日	年 月 日	住宅建設予定	有 ( 年 ) ・未定
入居申込の理由 (詳細に記入の事)			

職員住宅に申込致します。

年 月 日

職種名

氏名

西紋別地区環境衛生施設組合

組合長 殿

様式第2号

## 職員住宅借受書

1. 建物の表示

興部町字

(1) 建坪 ㎡

(2) 附属建物 ㎡

2. 住宅貸付料 月額 円

3. 備品及び建物附属品 別紙目録のとおり

4. 入居指定期限 昭和 年 月 日

5. 建物引継期間 昭和 年 月 日

今般組合職員住宅に入居の承認がありましたが、入居に当たっては、組合職員住宅管理規則に従い、最も良心的に管理することを誓約し、この借受書を提出いたします。

年 月 日

西紋別地区環境衛生施設組合

組合長 殿

入居者名 Ⓔ

保証人 Ⓔ

保証人 Ⓔ

